

令和5年4月1日から占用申請方法が変わります

令和4年度まで、水道局に占用申請書添付資料を提出いただき水道局から市役所・各町役場へ占用申請をしていましたが、市や町が管理している道路等（市道・町道・赤道・河川用地内）の占用につきましては令和5年4月1日から市役所・各町役場へ直接申請し、許可書の受領を行ってください。また、しゅん功届についても同様とします。

なお、横瀬町・小鹿野町については、従来通りの対応とさせていただきます。

- ・申請書のデータは市役所、各町役場ホームページをご覧ください。
- ・占用申請者は給水装置工事申込者となります。
- ・数年毎に占有者による占有更新が必要となります。
※更新時には市役所、各町役場担当課から占有者へ通知文が届きます。

なお、国道・県道につきましては、今まで通り水道局に占用申請書添付資料を提出してください。

不明な点がありましたら、占有場所に対応する事務所へご連絡ください。

秩父広域市町村圏組合水道局

TEL

別所浄水場・工務課	25-5221
大滝・荒川事務所	24-3009
皆野・長瀬事務所	62-0554
西秩父事務所（吉田管内のみ）	75-0043